

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは「貢献」「信用」「誠実」を基本的理念として「お取引先様を最優先に思う心を常に忘れない会社」を目指し、提供する商品・サービスを通じてお取引先様と共存共栄することで株主様の利益拡大に寄与するとともに、社会その他すべてのステークホルダーへの責任を果たし続けることを経営の基本方針としています。コーポレート・ガバナンスは、本方針を推進し、継続的に企業価値を高めていくための基礎的要素であると理解しております。また、引き続きコーポレート・ガバナンスが有効に機能するような体制を整えてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-2 総会議案の十分な検討期間の確保】

招集通知は法定通りに発送しておりますが、議案の検討期間を確保するためにより早く発送することに関しましては、今後、必要に応じて検討してまいります。なお、招集通知発送前のウェブ掲示をTDnetにて実施しております。

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使を可能とするための環境作り】

現在、当社における海外投資家比率は約5%ですが、議決権行使等の株主としての権利行使に支障をきたしているとは認識しておらず、議決権行使プラットフォームの採用並びに招集通知の英訳等につきましては、直ちには必要ないと判断しておりますが、今後の状況変化に応じて適切に対応してまいります。

【原則2-5 内部通報】

内部通報につきましては、内部通報規程において社員等から組織的または個人的な法令違反行為等に関する通報及び相談の適正な処理の仕組みを定めておりますが、取締役会においてその運用状況を監督する体制は整備の途上にあります。今後、速やかに、実効性を高める運用・監督体制を構築いたします。

【補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者の計画についての監督】

最高経営責任者等の後継者の選定にあたっては、代表取締役社長が後継者となる社長候補を取締役に提案し、その資質にふさわしいか多様な視点から慎重に審議のうえ決定することとしておりますが、今後はより透明性の高い後継者選定の計画並びにその監督方法を検討してまいります。

【原則4-3 取締役会の役割・責務(3)】

取締役会においては、現状、業績評価を経営陣幹部人事へ反映することは行っておりませんが、今後は必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-3-1 経営陣幹部の選任・解任基準の策定】

現在、経営陣幹部の選任・解任に関する明確な基準は定められておりませんが、経営陣幹部の選任や解任については、会社業績等の評価に加え、高い見識・豊富な経験等を併せ持った適切な人材かどうかを見極め、取締役会で議案承認のうえ株主総会へ上程し承認を得る手続きをとっております。

今後は、経営陣幹部の選任・解任について、公正性、透明性の観点からその基準・手続きを明確に定めることを検討してまいります。

【補充原則4-3-2 リスク管理体制の適切な構築とその監督】

リスク管理体制の整備の一環として、経営会議および取締役会における審議を経て「内部統制システムの整備に関する基本方針」を策定しておりますが、一部、運用に関わる細則が十分に整備されておりません。現在、リスク管理体制の運用の有効性を確保すべく整備を行っております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性に係る分析・評価】

当社の取締役会は、その役割、責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランスよく備え、多様性と適正規模を両立させておりますが、今後は、取締役会の機能・実効性を向上させるという観点から、分析・評価について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

(1)政策保有に関する方針

当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、取引関係の維持・強化等の経営戦略の一環として必要と考えられる株式につきましては、政策保有株式として保有しております。主要な政策保有株式について、その保有のねらい・合理性についての取締役会での検証を定期的に実施しております。

(2)政策保有株式に係る議決権の行使に関する基本方針

政策保有株式の議決権の行使につきましては、議案内容を精査し、発行会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するか否か、また株主価値向上に資するか否かを総合的に判断しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

取締役の競業取引及び利益相反取引につきましては、取締役会規程において取締役会決議事項として定められており、事前に承認を得ることとしております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

i. 企業理念・経営戦略・経営計画等

・企業理念

当社は「貢献」「信用」「誠実」を基本的理念として「お取引先様を最優先に思う心を常に忘れない会社」を目指し、提供する商品・サービスを通じてお取引先様と共存共栄することで株主様の利益拡大に寄与するとともに、社会その他すべてのステークホルダーへの責任を果たし続けることを経営の基本方針としております。

・経営戦略、経営計画

当社経営理念のもと、さらなる成長と企業価値の向上を実現するために、創業111周年を迎える2025年11月期へ向けたグループ中長期ビジョン「Vision “i-111”」及びその初年度となる3カ年の新中期経営計画を策定しております。なお、その詳細は当社ウェブサイトに掲示しております。

ii. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

iii. 経営陣幹部・取締役の報酬につきましては、株主総会の決議により定められた取締役・監査役それぞれの報酬限度額の範囲内において、授權された取締役が、各経営陣幹部・取締役の報酬額を責任範囲の大きさ、業績等を勘案して決定しております。

iv. 取締役候補の指名につきましては、適切な意思決定と実効的な監督を行えるよう、個々人の人格・能力・経験・見識等はもとより、取締役会の規模やそれを構成する候補者のバランス等を総合的に勘案し、人選しております。監査役候補の指名につきましては、公正性及び客観性をもって実効的な経営陣幹部の職務の執行を監査できるよう、人格・能力・経験・見識等を総合的に勘案し主要候補者を入選しております。取締役及び監査役候補の指名は、取締役会にて決議しております。なお、監査役候補の指名につきましては監査役会の同意を得たうえで、取締役会に付議しております。

v. 取締役及び監査役候補者の個々の選任理由につきましては、「定時株主総会招集ご通知」に記載しております。

【補充原則4 - 1 - 1 経営陣幹部に対する委任の範囲】

当社では、取締役会規程に定めた付議基準に則り、法令及び定款に定める事項や、株主総会に関する事項、人事・組織に関する事項、決算に関する事項、株式・社債に関する事項、その他重要な事項につきましては取締役会の決議をもって決定することとしております。また、取締役会への付議の事前諮問機関として経営会議を設けており、経営会議規程において以下の付議基準を定めております。

経営会議への付議及び協議事項

- (1)取締役会の招集及び提出議案に関する事項
- (2)取締役会の経営方針に基づく全般的執行方針に関する事項
- (3)経営管理全般の統制に関する事項
- (4)毎期の予算の決定ならびに修正
- (5)重要な試験、研究、試作の企画
- (6)重要な組織の制定、改廃
- (7)重要な規程の制定、改廃
- (8)取締役会の基本方針に従って行なう個別的執行方針に関する事項
- (9)前各号のほか、会社全般に影響を及ぼす重要事項で、経営陣幹部が必要と認めた事項

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、取締役10名のうち独立社外取締役を2名選任しており、同独立社外取締役は、当社経営から独立した客観的な立場から、豊富な経験と高い見識に基づき質疑・意見陳述を行っており、経営の意思決定及び監督についての機能の強化に貢献しております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、金融商品取引所の定める独立性基準を踏まえ、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断され、かつ会社経営に関与された経験と高い見識を持ち合わせている人物を独立社外取締役に選定しております。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社は、多岐にわたる事業分野において迅速かつ的確な経営判断を行うため、各事業分野について専門的知識や経験を備えた取締役を偏りなく選任し、適正な員数で取締役会を構成しております。

また、経営に関する適正な監督機能を強化するため、幅広い見識や異なる分野での経験を持ち、独立性を有する社外取締役が経営の意思決定に参画しております。手続きにつきましては「原則3 - 1 情報開示の充実」の(iv)をご参照ください。

【補充原則4 - 11 - 2 社外役員の兼任状況】

当社は、取締役・監査役候補者の決定にあたり、他の上場会社の役員との兼務状況を把握し、各候補者がその役割・責務を適切に果たすことができる状況にあることを確認しており、同兼任状況につきましては、株主総会招集通知および有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役のトレーニングの方針】

取締役及び監査役は、その役割を全うする上で必要な知識・情報を習得するために、自ら外部セミナー等に参加しており、そのトレーニングの状況につきましては、取締役会にて確認を行っております。

【補充原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との対話につきましては、管理部門担当役員が統括し、建設的な対話を実現すべく体制整備を行っております。具体的には、報道機関、アナリスト、機関投資家の皆様に対して、半期毎に決算説明会を実施し、経営陣幹部より決算概要、事業概況および経営方針等について説明しているほか、個人投資家の皆様に対しては、当社ホームページ上に決算説明会時の動画、資料ほかIR資料を掲載し、対話の手段の充実を図るなどの取り組みを行っております。

さらに、株主・投資家等のご意見等は、必要に応じ管理部門担当役員を通じて取締役会等にて経営陣幹部へフィードバックしており、インサイダー取引防止規程に基づき、徹底した情報管理を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
--------	----------	-------

株式会社ケーアイ社	3,771,723	10.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,430,000	7.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,658,000	4.82
株式会社ヘルスケア・キャピタル	1,398,000	4.06
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,188,968	3.46
岩城 修	970,082	2.82
イワキ従業員持株会	867,704	2.52
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・76082口)	767,000	2.23
株式会社大阪ソーダ	658,000	1.91
株式会社みずほ銀行	543,263	1.58

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

——

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	11 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
越智 大藏	他の会社の出身者											○
川野 毅	他の会社の出身者											○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
越智 大藏	○	——	越智大藏氏は、会社経営およびIRコンサルティングに関する豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただけるものと判断し、社外取締役として選任いたしました。 また、同氏は東京証券取引所の定めている独立役員の独立性に関する判断基準のいずれにも該当しておりません。このため、同氏は、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため、当社の独立役員といたしました。

川野 毅	○	——	川野毅氏は、会社経営者として豊富な経験もあり、高い見識を有しているため、社外取締役として選任いたしました。 また、同氏は東京証券取引所の定めている独立役員の独立性に関する判断基準のいずれにも該当しておりません。このため、同氏は、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため、当社の独立役員といたしました。
------	---	----	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び監査役会は、会計監査人と監査計画・監査方法等の共有および情報交換を行うなど、緊密な相互連携に努めており、四半期末及び期末に会計監査人から監査結果の報告を受け、監査重点項目や課題に対する意見交換を行っております。また、監査役及び監査役会と業務執行部門から独立した内部監査室とは定期的な報告会を設けており、当社及び子会社の業務執行部門への内部監査計画・監査方法の協議および監査結果報告等について相互に意見交換が図られております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉田 孝	他の会社の出身者													○
守山 淳	他の会社の出身者													○

- 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

吉田 孝	○	——	吉田孝氏は、会社経営に関与された経験もあり、また、財務および会計に関する幅広い見識を有しており、客観的な立場から適切な監査をしていただけるものと判断し、社外監査役として選任いたしました。 また、同氏は平成13年5月に株式会社東海銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）を退職しており、同行退職後は、当社と取引関係にない他の企業において取締役として勤務しておりました。 当社は、同氏が在籍当時の株式会社東海銀行とは取引関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、当社は同氏を独立役員に指定いたしました。
守山 淳	○	——	守山淳氏は、会社経営者として豊富な経験もあり、高い見識を有しているため、客観的な立場から適切な監査をしていただけるものと判断し、社外監査役として選任いたしました。 また、同氏は東京証券取引所の定めている独立役員の独立性に関する判断基準のいずれにも該当しておりません。このため、同氏は、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため、当社の独立役員といたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、その他
該当項目に関する補足説明	

取締役へのインセンティブとして、継続的な企業価値向上と業績向上へのインセンティブに資するよう信託型株式報酬と譲渡制限付株式報酬制度の2つの株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

当社の取締役の報酬体系は、金銭報酬である基本報酬に加え、継続的な企業価値向上と業績向上へのインセンティブに資するよう株式報酬制度を採用しており、それぞれ株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内において決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役から補助すべき使用人を求められた場合は、内部監査部門である内部監査室の構成員から補助すべき使用人を配置いたします。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

＜現状のガバナンス体制＞

当社は、経営会議及び取締役会による的確な意思決定と迅速な業務を行う一方、適正な監督及び監視を可能とする体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実が図れるよう、その実効性を高める体制としています。

【取締役会】

取締役会は、当社の業務執行の最高決議機関であり、取締役で構成されております。原則として毎月1回これを開催し、その必要に応じて随時開催しております。取締役会では、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。

【経営会議】

経営会議は、当社の経営及び業務運営管理に関する重要執行方針を協議または決定する機関であり、代表取締役社長及び役付取締役(常務以上)で構成され、経営上の重要案件の事前審議及び進捗状況等の審議を行っております。

【監査役会】

監査役会は、4名の監査役(うち常勤監査役2名)で構成され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議行い又は決議しております。また、監査役は、会計監査人、内部監査部門(内部監査室)と連携し、監査役会が定めた監査の方針、業務分担などに従い、取締役会、経営会議等の重要な会議への出席、重要書類の閲覧及び業務執行部門への往査により、取締役の職務の執行について十分に監査しております。なお、社外監査役2名は独立役員であります。

【会計監査の状況】

2016年11月期に係る監査において業務を執行した公認会計士の氏名・監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名

原田 清朗(有限責任 あずさ監査法人)

大立目 克哉(有限責任 あずさ監査法人)

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士4名、その他7名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、独立性の高い社外取締役及び社外監査役を選任し、経営監督機能及び経営監視機能の充実を図っております。

社外監査役を含めた監査役会による経営監視機能の客観性及び中立性が確保できることから、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び期末に決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに決算短信、適時開示資料、決算説明会資料、株主の皆様へ(事業報告書)等を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは社業を通じて社会に貢献することに誇りと喜びを持ち「お客様(社会)を大切に思う心を常に忘れない会社」を目指し、提供する商品・サービスを通じ、お客様と常に「感謝し、感謝される関係」を築き、共存共栄することによって顧客企業の発展と株主の利益拡大に寄与するとともに、すべてのステークホルダーへの責任を果たし続けることを経営の基本方針としております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	平成14年11月に「エコアクション21」に参加し、環境活動保護に努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

< 内部統制システムに関する基本的な考え方 >

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役、従業員を含めた行動規範として、経営理念及び企業行動準則を定めるとともに、取締役を対象とする取締役就業規則を定め、これらの遵守を図る。
- (2) 取締役会については、取締役会規程の定めにより、その適切な運営を確保し、毎月これを開催することとし、その他必要に応じて随時開催し、社外取締役を含む取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督することにより、必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。
- (3) 取締役の職務執行については、監査役会の定める監査の方針及び分担に従い、各監査役の監査対象とするほか、取締役が他の取締役の法令及び定款に違反する行為を発見した場合は直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告し、その是正を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に定めるところにより、保存・管理する。
- (2) 取締役会議事録等の重要文書及び稟議書等の意思決定に係る情報については、法定期間に対応した保存期間及び管理責任部署を定める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- (2) 危機管理規程を定め、不測の事態が発生した場合には、対策本部の設置、及びその他状況に応じた対策チームの組織により、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれる事を確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として毎月定例に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
- (2) 当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項については事前に常務役員によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行なう。
- (3) 取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限及び業務分掌を定めた規程等において、それぞれの責任者及びその責任、執行について定める。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、従業員の行動規範として企業行動準則を定め、周知徹底する。
- (2) 執行部門から独立した内部監査部門を設置し、当該内部監査により法令等の遵守を確保する。
- (3) 取締役は、当社における法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告し、その是正を図る。
- (4) 監査役は、当社の法令遵守体制に問題があると認めるときは、取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社すべてに適用する行動指針としてグループ企業行動準則を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定める。
- (2) 経営管理については、グループ会社の取締役に当社の取締役又は重要な使用人が兼任することにより、当該子会社の取締役の職務の執行の効率性を確保し、その他子会社ごとに担当取締役に定め、取締役会等において業績その他の重要事項を報告する。
- (3) グループ会社の経営管理を統括する関係会社管理規程を定め、これにより当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行う。
- (4) グループ会社すべてに適用されるグループリスク管理規程を定め、様々なリスクを一元的に俯瞰し、リスク分類ごとの主管部門及び対策委員会等の体制を整える。
- (5) 取締役は、グループ会社において、法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告し、その是正を図る。
- (6) グループ会社の取締役の職務の執行は、監査役は、監査役会の監査対象とし、法令及び定款に違反する行為その他コンプライアンス上問題がある行為を発見した場合は、監査役は、取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から補助すべき使用人を求められた場合は、執行部門から独立した内部監査部門の構成員から補助すべき使用人を配置する。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助すべき使用人は、取締役からの独立性が確保されるものとし、当該使用人はその所属する取締役の指揮命令を受けることなく、監査役の指揮命令に従うものとする。

9. 取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社及び子会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告する。また、監査役は、いつでも必要に応じて、当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- (2) 内部監査部門は、監査の結果について監査役に報告を行う。
- (3) 監査役は、取締役会などの経営に係る重要な会議に出席するとともに年間監査計画に基づき、各部署への往査、代表取締役への助言及び会計監査人との随時の意見交換などを行うことができる。

10. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、そのことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に徹底する。

11. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

12. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

- (1) 当社は、金融商品取引法及び内閣府令が要請する財務計算に関する書類その他の情報の信頼性と適正性を確保する体制について、必要かつ適切なシステムを整備し、運用する。
- (2) 取締役会は、それらが適切に整備及び運用されていることを監督する。
- (3) 監査役は、それらの整備および運用状況を監視し検証できるものとする。

13. 反社会的勢力排除に向けた体制および整備

反社会的勢力排除に向け、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力およびその団体に対しては、一切関係を持たず、毅然とした態度で対応する。万が一、当社がこのような団体・個人から不当要求等を受けた場合には、人事総務部を対応統括部署とし、事案により関係部門と協議し対応するとともに、警察等関係機関とも連携する等組織的に対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向け、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力およびその団体に対しては、一切関係を持たず、毅然とした態度で対応する」旨を基本方針としています。万が一、当社がこのような団体・個人から不当要求等を受けた場合には、人事総務部を対応統括部署とし、事案により関係部門と協議し対応するとともに、警察等関係機関とも連携する等組織的に対応いたします。

